

各位

2020年2月19日

maneo マーケット株式会社

代表取締役 佐藤 友彦

### 営業者 Crowd Lease に対する保全管理命令申立および破産申立のお知らせ(続報)

2020年1月9日付「営業者 Crowd Lease に対する保全管理命令申立および破産申立のお知らせ」にてお知らせいたしました株式会社 Crowd Lease に対する保全管理命令申立および破産申立に関する続報をお知らせいたします。

1. 営業者株式会社 Crowd Lease に対する破産申立て、保全命令申立ておよび包括的禁止命令申立てについて

当社は新体制となって以降、営業者である株式会社 Crowd Lease 社（以下、「CL社」といいます。）への情報開示および CL 社の債権についてのパーティール債権回収株式会社（以下「パーティール」）への回収委託を提案し、延滞解消を図るための方策を検討するよう CL 社に依頼してまいりました。そのような中、CL 社からは当社が求める十分な資料開示も回収委託に関する回答も得られておりません。

当社は、このまま十分な回答が得られない状況では、投資家の皆様に対する情報開示ができないばかりか、債権の悪化を招き投資家の皆様の元本毀損へつながると考え、当社が保有する CL 社に対する債権を基に東京地方裁判所に破産手続開始の申立て、保全管理命令の申立ておよび包括的禁止命令の申立てを行い、2020年1月7日、保全管理人が選任されました。

保全管理人：福田大助弁護士（山王シティ法律事務所）

2. 破産申立て、保全命令申立ておよび包括的禁止命令申立ての進捗状況について

破産申立て、保全命令申立ておよび包括的禁止命令申立てについては、いずれも CL 社が不服を述べており、東京地方裁判所において、2020年1月30日に第1回審尋、同年2月18日に第2回審尋が行われ、同年3月10日に第3回審尋が予定されております。

なお、当社第2回審尋では、同年1月22日付「営業者 Crowd Lease に対する債権者破産申立てに関するご案内」にてお知らせいたしました投資家による債権者破産申立ての第1回審尋も同時に行われ、当社第3回審尋も投資家による債権者破産申立ての第2回審尋が同時に行われる予定です。

3. CL 社による保全管理命令の取り消しを求めた抗告について

CL 社は、東京地方裁判所が発令した保全管理命令を不服とし、また、当社の申立債権は

CL 社の子会社からの第三者弁済により消滅したため当社による債権者破産申立ては却下または棄却されるべきとして、2020 年 1 月 21 日に東京高等裁判所に抗告を申し立てておりました。

本件抗告につきまして、東京高等裁判所は、送金の原資は投資家と CL 社の匿名組合契約に基づく CL 社の投資家に対する返金の原資となるべきものであり、匿名組合契約上の善管注意義務に明らかに違反する行為であること、CL 社は保全管理命令が出たことを知りながら実質的に投資家に帰属し分別管理義務を負う財産を CL 社の固有の債務の弁済に充てるといふ投資家の利益を著しく害する行為をしてしまう株式会社であるということができると、破産手続開始決定の申立てについての審理が係属している間は、保全管理命令を発令しておく必要があることは明らかであるとして、同年 2 月 7 日付で本件抗告を棄却しました。

4. 本件に伴う情報開示について

今後、裁判の進捗の都度、適宜ホームページによるお知らせまたはメール配信等によりご報告をいたします。

以上

■本リリースに関するお問い合わせ

Mail : info@maneo-market.jp

FAX : 020-4664-4308